

# 山形県がん対策推進条例（仮称）骨子案に対する意見の概要と 意見に対する考え方について

## 1 意見募集期間

平成28年10月5日（水）～平成28年10月31日（月）

## 2 意見の件数

22件（意見提出者数 11人）

## 3 意見の概要

|                              |    |   |
|------------------------------|----|---|
| ○ 条例全般に係るもの                  | 3  | 件 |
| ○ 前文に係るもの                    | 1  | 件 |
| ○ がんの予防・早期発見の推進に係るもの         | 11 | 件 |
| ○ 健康的な食生活の推進に係るもの            | 3  | 件 |
| ○ 女性特有のがん対策の推進に係るもの          | 1  | 件 |
| ○ がん医療の充実に係るもの               | 1  | 件 |
| ○ 緩和ケアの充実に係るもの               | 1  | 件 |
| ○ がん患者等への相談支援体制の整備等に<br>係るもの | 1  | 件 |

※ がんの予防・早期発見の推進に係る意見数11件のうち喫煙に  
関係する意見が9件あった。

#### 4 意見の概要と意見に対する考え方

| 項目           | 番号 | 意見の概要   | 意見に対する考え方   |
|--------------|----|---|---|
| 条例全般         | 1  | この条例は、多角的な観点で構成されており納得がいく内容である。   | 37道府県で同趣旨の条例が制定されており、それらの良い点を取り入れるとともに、健康的な食生活の推進等を盛り込むなど、本県らしさも条例案に加味するよう留意したところです。<br>また、前文において、県、市町村、県民、保健医療福祉関係者、事業者等、がんに関わる全ての主体が、それぞれの立場に応じて協働していくこととし、さらには、がん医療の充実、がん患者等への相談支援体制の整備等について規定しています。 |
|              | 2  | がん対策に関しての条例化を図るもので、取り組みとしては素晴らしいと思いますが、特に目新しさがあまりないという印象です。   |   |
|              | 3  | がんに関わる、医療、社会保険、精神面、就労など横のつながりが、まだまだ不十分であり、どのような状況でも、患者が平等な対応を受けられるようにしていただきたい。  |   |
| 前文           | 4  | 前文に記載されているとおり、がんの予防には、がんに対する正しい知識を得ることによって、健全な食生活等、健康的な生活習慣を取り入れ、がんの発生する要因を減らすことが重要と思います。<br>お酒やたばこ等の特定の嗜好品に原因を特定するには無理があり、また、そのような表記では、県民が正しい知識を得るに当たって誤解を招く可能性が高いと考えます。 | この条例案は、長期的な視点でがんの予防を推進しつつ、がんの早期発見及び早期治療の推進に重点を置いたものとしております。<br>がんの予防においては、県民が正しい知識を持ち、健康に留意していくことが重要と考えておりますので、普及啓発等に取り組むこととしております。   |
| 予防・早期発見【全般】  | 5  | 早期発見と、早期治療を最優先させ、さらには、検診の精度を上げることを考えていただきたいと思います。<br>また、異常が見つかった後の、二次受診をしないと意味がないのでその受診率を上げることが、とても重要だと思います。  | この条例案では、がんの予防、早期発見及び早期治療を重視しております。また、がん検診の受診率の向上、精度がより高い検診の導入促進、がん検診に携わる関係者の資質向上等を規定しています。  |
| 予防・早期発見【第1号】 | 6  | 「受動喫煙防止宣言」などにも同様な記載があり、これらとの関連を明確にすべきと考えます。県の施策であるので、一貫性を持っていただきたいと感じます。  | がんの予防において、生活習慣の改善は非常に重要であり、県民が、喫煙、過度の飲酒、偏った食生活、運動不足など日常の生活習慣が健康に及ぼす影響についての理解や関心を深めていくことができるよう、普及啓発に取り組むことを規定しています。<br>喫煙や飲酒そのものの規制を目  |
|              | 7  | 喫煙、飲酒以外にも生活習慣・食事・住環境・職場環境・大気汚染・精神的要素等、健康に影響するものは、数え切れないほどあります。<br>悪者にしやすいものを大きく取り上げて、   |   |

| 項 目                 | 番号 | 意見の概要  | 意見に対する考え方  |
|---------------------|----|--|--|
|                     |    | <p>厳格な目標を定め消費削減をするようなことは、やめていただきたいと思います。</p> <p>また、他の健康を害する物や事象についても公平に扱っていただきたいと思います。</p>   | <p>的とするものではなく、また、数値目標等を設定するものでもありませんので、御理解くださるようお願いいたします。</p>  |
|                     | 8  | <p>法で販売が認められているタバコやアルコールについて無用に消費削減を煽るような数値目標を掲げることは不要と考えます。</p> <p>タバコについて、健康被害の最大の原因のように仕立てあげるやり方は適切ではないと考えます。</p> <p>もっと健康に悪い物や生活習慣はいくらでもあると思います。</p> <p>また、行政の考え方で、タバコには厳しく、アルコールには寛容、という意識が見られるのも妥当ではないと思います。ニコチン依存よりアルコール依存の方が遥かに危険だと思います。</p> | <p>また、喫煙については、社会の中で様々な意見があることも事実であります。現在、国において受動喫煙防止対策について必要な法律案の提出も含めた検討が進められておりますことから、今後の喫煙対策についてもその趣旨に沿った取組みを検討していくこととなると考えております。</p> <p>御意見につきましては、今後の施策展開の参考にさせていただきます。</p>                     |
|                     | 9  | <p>非燃焼の加熱式タバコ及び電子タバコについて、紙巻きタバコと同様に種々の発がん性物質が含まれることから、喫煙の概念に含めてはどうか。</p>   |  |
| 予 防 ・ 早 期 発 見 【第2号】 | 10 | <p>「受動喫煙防止宣言」などにも同様な記載があり、これらとの関連を明確にすべきと考えます。県の施策であるので、一貫性を持っていただきたいと感じます。</p>  | <p>受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法第25条を参考に、規定を設けたところであり、御理解願います。</p>   |
|                     | 11 | <p>受動喫煙防止イコール禁煙という考え方はやめて欲しいです。</p> <p>喫煙場所をなくすことで、例えば屋外での喫煙歩きタバコが増えるなど、受動喫煙の問題が悪化する恐れがあります。</p> <p>非喫煙者に迷惑をかけないためにも、民間に任せきりではなく、行政としても、最低限きちんとした喫煙場所を作っていくといった整備を行っていただきたい。</p>   | <p>受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法第25条を参考に、規定を設けたところであり、喫煙そのものを規制するものではありませんので、御理解願います。</p> <p>また、喫煙については、社会の中で様々な意見があることも事実であります。現在、国において受動喫煙防止対策について必要な法律案の提出も含めた検討が進められておりますことから、その趣旨に沿った取組みを検討していくこととな</p> |
|                     | 12 | <p>受動喫煙に係る県の取組みは、「禁煙化」を強制しているかのように見えます。</p> <p>小規模商店や飲食店等は、分煙室を作った</p>   |  |

| 項 目                 | 番号 | 意見の概要  | 意見に対する考え方  |
|---------------------|----|--|--|
|                     |    | <p>くても金銭的な事や、スペース的な事で厳しい所ばかりです。そのような中でも努力し時間分煙やエリア分煙など独自で対策をしています。</p> <p>そうした努力を無にすることがないよう、実情を踏まえた合理的・建設的内容で社会環境整備を行っていただきたい。</p>  | <p>ると考えております。</p> <p>御意見につきましては、今後の施策展開の参考にさせていただきます。</p>  |
|                     | 13 | <p>「社会環境の整備」は、極端に言えば喫煙者を排除することで受動喫煙防止につながるなど幅広い意味でとらえられてしまうのではないかと考えます。</p> <p>喫煙や飲酒は嗜好品ですので、それぞれを楽しむことも尊重していただきたい。</p> <p>非喫煙者に迷惑をかけないためにも、分煙などの喫煙環境も整備していただくことを望みます。</p> |  |
|                     | 14 | <p>国で受動喫煙防止法制定の動きがありますが、受動喫煙防止には社会環境の整備だけでなく法的ルールが不可欠です。法が出来ていないので、必要を見越して、「社会環境の整備」を「社会環境及び社会的ルールの整備」としてはいかが。</p> <p>また、受動喫煙の対象に、非燃焼の加熱式タバコ及び電子タバコを含めてはどうか。</p>           |  |
| 予 防 ・ 早期発見<br>【第3号】 | 15 | <p>がんの予防向上を図るには、現状では、早期発見に向けた検診率の向上に重点を置くべきと考えます。</p>  | <p>本条例案においても、がん検診の受診率の向上が重要と考えており、県民に対する普及啓発に取り組むほか、精度がより高い検診の導入促進、がん検診に携わる関係者の資質向上等も規定しています。</p>                |
| 健康的な食生活<br>【全般】     | 16 | <p>真にがんの予防向上を図るには、第一に食生活、その他睡眠不足、ストレス等様々な要因を特定した健康的な生活習慣を浸透させることが重要ではないでしょうか。</p>  | <p>本条例案においても、食生活が、がんの発生に大きく影響するとの認識のもと、がんと食生活との関係についての正しい知識、幼少期からの日常生活を通して育まれる食習慣についての普及啓発を推進していくことを規定しています。</p> |
|                     | 17 | <p>日本海側はもともと胃がんの罹患率も高く、山形でも「食」への啓蒙は行ってきましたが、「食」の文化は変わりません。</p>   |  |

| 項 目           | 番号 | 意見の概要   | 意見に対する考え方   |
|---------------|----|---|---|
|               |    | <p>県民に「食」の文化を一新させるくらいのものであるのではないかと思います。</p>   | <p>この他、がんに対する正しい知識をもとに、健康に留意した生活習慣を送ることができるよう普及啓発に取り組むこととしています。</p>   |
|               | 18 | <p>24時間いつでも簡単に食物が手に入る環境にあることや食品に添加される防腐剤などにより健康が害されることになると思います。</p> <p>国は、病気の原因を作らないよう、規制を加えるなどして、対応していくべきだと考えます。</p>   | <p>御意見につきましては、今後の施策展開の参考にさせていただきます。</p>   |
| 女性特有のがん対策【全般】 | 19 | <p>女性のがんについては、最近マスコミにもかなり取り上げられるなどしており、それよりも、罹患率の高い、胃がん、肺がん、大腸がん、また、死亡率の高い、すい臓がんなどを重視するべきだと思います。</p>  | <p>女性の社会進出の促進や本県の共働き率の高さなどの地域性を考慮して規定を設けたものでありますので、御理解ください。</p> <p>御意見につきましては、今後の施策展開の参考にさせていただきます。</p>   |
| がん医療の充実【第4号】  | 20 | <p>重粒子線治療施設については、運営していくためには、多額の費用が必要だと聞いています。</p> <p>当初の施設整備に係る資金支援は投資扱いとしても、恒常的な施設・設備のメンテナンス費用や人件費等の運営経費を県が負担することは、他県の人でも利用する施設であることから、県税で県外の人が恩恵を受ける形になり問題があると考えます。</p> | <p>本条例案では、高度で先進的ながん治療が推進されることが県民の利益につながるものと考え規定を設けたものです。</p> <p>なお、重粒子線治療施設等の高度で先進的な施設は、患者数を確保し自立的な運営が図られることが重要であり、広域的な活用を促進するための広域的な連携・協力体制を構築するための施策を講じることとしておりますので御理解ください。</p> <p>御意見につきましては、今後の施策展開の参考にさせていただきます。</p> |
| 緩和ケアの充実【全般】   | 21 | <p>緩和ケアについて、それを受けることができない人がとても多く、緩和ケア病棟も、入りたくても入れない、特別室のような存在だと感じています。</p> <p>病気を治すことが難しくなった場合の行き先を考えてほしいと思います。</p> <p>在宅で看られることが、一番かもしれませ</p>                            | <p>本条例案では、緩和ケアが重要であるという認識のもと、普及啓発やがんと診断された時から切れ目なく緩和ケアが提供されるよう連携強化等の緩和ケアを充実していくための施策を実施することとしております。</p>   |

| 項 目           | 番号 | 意見の概要   | 意見に対する考え方   |
|---------------|----|---|---|
|               |    | んが、それが難しい方もたくさんいらっしゃいます。  | 御意見につきましては、今後の施策展開の参考にさせていただきます。  |
| 相談支援体制の整備【全般】 | 22 | <p>市民団体として、どこにも属さない形の患者やそこに関わる方が気軽に来られる場所をつくりたいと考えており、両者の間をつなげられたらと思っています。</p> <p>そういう活動も、ぜひ支援してほしいと思います。</p> | <p>本条例案では、がん患者やその家族の方が交流する場の提供に関する支援を実施することとしております。</p> <p>御意見につきましては、今後の施策展開の参考にさせていただきます。</p> |